

投資信託受益証券等の保護預り規定

1. 保護預り証券の範囲

(1)この保護預りでは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条 第1項第10号および同第11号に規定する次に掲げる証券（以下「投資信託受益証券等」といいます。）をお預りします。

- ① 投資信託の受益証券
- ② 投資証券
- ③ 投資法人債券

(2)当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。

(3)この規定に従ってお預りした投資信託受益証券等を「保護預り証券」といいます。

2. 保護預り証券の保管方法および保管場所

当行は保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理の規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は当行所定の場所に保管し、特にお申出がない限り他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- ③ 当行は保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

3. 混蔵保管に関する同意事項

前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに投資信託受益証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

4. 保護預り口座の設定

- (1)投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の保護預り口座開設依頼書をご提出ください。
- (2)保護預り口座開設依頼書に記載された住所・氏名又は生年月日（法人の場合は名称、代表者の役職名等）および当行所定の方法による個人番号または法人番号等の届け出をもって、お届出の住所、氏名又は名称個人番号または法人番号等とします。なお、届出の印鑑（または暗証）は別に当行に届けた指定預金口座の届出の印鑑（または暗証）とします。

5. 契約期間等

- (1)この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2)この契約は、預け主または当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

6. 預入れおよび返還

- (1)投資信託受益証券等を預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人（以下「預け主等」といいます。）が当行所定の依頼書をご提出ください。
- (2)保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当行所定の日までに所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引取りください。
- (3)当行所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4)保護預り証券は、預け主等がお引取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

投資信託受益証券等の保護預り規定

7. 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- ① 当行に保護預り証券の解約または買取りを請求される場合
- ② 当行が第8条により保護預り証券の償還金を受取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

8. 償還金等の受入れ等

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当行がこれを受取り指定口座に入金します。

9. 連絡事項

- (1) 当行は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。
なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 預け主から特に申出のあった場合には、前項に定める取引残高報告書の定期的な通知に代えて、取引に係る受渡し決済の都度、通知を行うことといたします。
- (4) 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (5) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

10. 届出事項の変更

- (1) 氏名、住所、個人番号、代理人、法人の場合における名称、代表者の役職氏名、法人番号、印章その他の届出事項、に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了したあとでなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の住所・氏名等をもって届出の・住所・氏名等とします。

11. 契約申込および取引の制限

- (1) 当行は、お客様の情報及び具体的な取引の内容等を把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答を頂けない場合には、振替決済口座の開設を受付しないことや、本規定に基づく振替決済口座の利用を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客様は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該お客様が当行に届け出た在留期間が超過した場合、本規定に基づく振替決済口座の利用を制限できるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めにお対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮してマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、本規定に基づく振替決済口座の利用を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定める本規定に基づく振替決済口座の利用制限について、お客様からの説明に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該振替決済口座の利用制限を解除します。

12. 解約等

- (1) この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約依

投資信託受益証券等の保護預り規定

頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引取りください。第5条による預け主からのお申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (2)前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。
- (3)保護預り証券は、預り主がお引取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。
- (4)次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りください。第5条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主について相続の開始があったとき
 - ② 預け主等がこの規定に違反したとき
 - ③ お客様が当行に対して行った反社会的勢力でないことの表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ④ お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする
など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑤ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風雪を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて投稿の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当行の求めに対するお客様からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑦ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑧ 第11条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されないとき
 - ⑨ 第6号および第7号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じないとき
 - ⑩ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

13. 解約時の取扱い

- (1)前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2)保護預り証券のうち原状による償還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金などの返還を行います。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

15. 公示催告等の調査

投資信託受益証券等の保護預り規定

当行は保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

16. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

17. 免責事項

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 10 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合または当行所定の方法による本人確認により、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違または当行所定の方法による本人確認ができなかったために、投資信託受益証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責によらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第 8 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑤ 第 14 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

18. 規定の変更

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2026 年 5 月)